

【新型コロナウイルス感染症による傷病手当金請求の取扱い変更について】

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、厚生労働省の通知に基づき臨時的な取扱いとして、(新型コロナウイルスに感染したことが確認できる場合は) 医師証明欄に証明が無くても国が定める療養期間を最長として給付を行ってまいりました。

令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省保険局保険課事務連絡により、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金については、請求期間の初日が令和 5 年 5 月 8 日以降の請求より 医師の証明が必要となりますのでご注意ください。

※療養期間中、事業所より（有給休暇等により）報酬が出ている方は、傷病手当金の支給対象にはなりませんのでご注意ください。